

## 患者様の権利と責務

1. 平等な治療を受ける権利があります。
  - ・患者様は、その社会的経済地位、国籍、人種、宗教、年齢、病気の種類によって差別されずに、平等な治療を受ける権利をもっています。
2. 治療を自己決定出来る権利があります。
  - ・患者様は、医師による明確でわかりやすい言葉で十分な説明を受けた後で、治療を受ける権利或いは治療を受けることを拒む権利があります。
3. 情報を知る権利と情報を提供する責務があります。
  - ・患者様は、医師による診断・治療又は変わり得る治療方法・予後、今後予測される問題に関して知る権利を持っています。患者様は、自身の病状や健康に関する正確な情報を提供し、治療に積極的に参加する責務があります。
4. セカンドオピニオンを受ける権利とプライバシーが守られる権利があります。
  - ・患者様は、自分の医療内容に対して、医師と共同して選択する権利、他の医師からの意見・相談を得る権利、いかなる場合であっても人格的に扱われ、患者様自身の診療に関する全てのプライバシーに関して、万全の配慮を受ける権利をもっています。
5. 相談する権利があります。
  - ・患者様は、十分な情報を得、利用可能な財政的支援について相談する権利を持っています。
6. 良質な医療を速やかに受ける権利があります。
  - ・患者様は、効果的医療行為を速やかに行われることを要求する権利、継続的に支持、検討された質の高い医療を受ける権利を持っています。
7. 病院秩序を守る責務があります。
  - ・患者様は、全ての患者様が安全で良質な医療を受けられるように配慮して頂くとともに、職員が適切な医療を行うことを妨げないよう協力する責務があります。また、医療費を適正に支払う責務があります。

## 子ども憲章

1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利。
2. 子どもにとって一番よいことを、考えてもらう権利。
3. 安心・安全な環境で、生活する権利。
4. 病院などで親や大切な人と、一緒にいる権利。
5. 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利。
6. 希望どおりにならなかったときに、理由を説明してもらう権利。
7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利・
8. 自分のことを、勝手にだれかに言われない権利。
9. 病気の時も、遊んだり勉強したりする権利。
10. 訓練を受けた専門的なスタッフから、治療とケアを受ける権利。
11. 今だけではなく、将来も続けて医療やケアを受ける権利。